

別紙

諮問第1067号

答 申

1 審査会の結論

「都市整備局で保有する平成28年10月12日付け28総務局行政改革推進部都政改革担当課長からの事務連絡について決裁欄のある文書」を不存在を理由として非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「都市整備局で保有する平成28年10月12日付け28総務局行政改革推進部都政改革担当課長からの事務連絡と決裁欄のある文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成28年12月28日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書

都政改革担当総括課長代理都政改革担当〇〇氏に通知の確認に伺ったとき、同席の都職員の方に文書が提示され、確認することができた。また、同じ開示請求書を都市整備局マンション課〇〇主任に閲覧しに行った際に、通知文書もマンション課で開示する話があった。

よって、審査請求人は非開示の文書の開示が出来ると考える。

イ 意見書

(ア) この文書は知事から各局情報公開担当課長宛てとなっている。このことは都市整備局総務課が実施機関であるにもかかわらず、総務課課長代理からの指示により、マンション課が開示した。しかし、総務課の対応に疑問があり、再度開示請求をした。その結果、不存在文書とされた。

(イ) 内容も読まず主務課が存在していることを認めず、不存在とした。条例6条2項には、文書の補正、確認の教示をしなければならないとある、しかし教示も補正の問合せも受けていない。メール文書なので決裁欄がないことは不知である。

都市整備局総務課課長代理がこの文書の趣旨、目的等を理解していないように思い、都市整備局情報公開担当課長代理の決裁を確認する目的で決裁欄と記載したものである。想定通り不存在とし、読んでないまま局内の指示をしていることになる。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張は、以下のとおりである。

平成28年10月12日付28総行革行第334号・28生広情第461号の事務連絡である「東京都における情報公開の一層の推進について」（以下「本件通知」という。）は、総務局行政改革推進部都政改革担当課長名（以下「都政改革担当課長名」という。）及び生活文化局広報広聴部情報公開課長名（以下「情報公開課長名」という。）で各局等情報公開担当課長宛てに通知された文書である。

都市整備局内においては、総務部総務課で本件通知を受けた後、各部（所）庶務担当課を通じて各課に対して周知されており、本件通知については、各課においても取得している。

本件開示請求に対し、本件通知については、住宅政策推進部マンション課が平成28年12月28日付28都市住マ第291号で開示決定しており、平成29年1月5日に審査請求人に対して、開示を実施している。

一方で、本件通知の作成主管課は、総務局行政改革推進部行政改革課（以下「行政改革課」という。）及び生活文化局広報広聴部情報公開課（以下「情報公開課」という。）

であり、都市整備局が本件通知の作成に関し、起案や決定に関与した事実はなく、決定された起案文書の写しも取得したことはない。

さらに、本件通知の都市整備局内への周知は、情報公開課からのメールを転送する形で行われており、本件通知の局内周知に当たっては、起案を要しないため、起案文書の作成はしていない。

したがって、本件通知に関する「決裁欄のある文書」については、都市整備局内では作成及び取得しておらず、また、存在しないことから、非開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 3月13日	諮問
平成30年 1月22日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 1月30日	新規概要説明（第186回第一部会）
平成30年 2月19日	審査請求人から意見書收受
平成30年 2月28日	審議（第187回第一部会）
平成30年 4月26日	審議（第188回第一部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件通知について

本件通知は、東京都における公文書開示制度の適切な運用と積極的な情報公開に

係る取組を依頼するため、情報公開課組織端末から知事部局、公営企業局及び行政委員会（以下「各局等」という。）宛てに、電子メールにより平成28年10月12日に送信された文書である。

イ 本件請求文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「都市整備局で保有する平成28年10月12日付け28総務局行政改革推進部都政改革担当課長からの事務連絡について決裁欄のある文書」（以下「本件請求文書」という。）を求めるものであり、実施機関は、本件請求文書について、不存在を理由とする非開示決定を行った。

ウ 本件非開示決定の妥当性について

実施機関は、本件通知の作成主管課は行政改革課及び情報公開課であり、実施機関が本件通知の作成に関し、起案や決定に関与した事実はなく、決定された起案文書の写しも取得したことはないと説明する。

さらに、本件通知の都市整備局内への周知に当たっては、情報公開課からのメールを転送する形で行われており、起案を要しないため、起案文書の作成はしていないことから、本件請求文書について、不存在を理由として非開示決定を行ったと説明する。

審査会が確認したところ、本件通知は行政改革課及び情報公開課で起案及び決定され、東京都における情報公開の一層の推進について、都政改革担当課長名及び情報公開課長名で各局等情報公開担当課長宛てに、情報公開課から電子メールにより送信された文書であることが認められた。

各局等は、電子メールにより送付された文書のうち、局内等各部署に周知が必要な内容については、適正、迅速かつ効率的な事務処理を行うため、通常電子メールの転送等を用いて周知を図っている。

また、審査会が実施機関に対して、改めて本件請求文書の探索を依頼したところ、実施機関において、当該請求文書を保有していないことが確認できた。

以上を踏まえると、本件通知に関する「決裁欄のある文書」を作成又は取得していないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

したがって、本件開示請求に対し、本件請求文書の不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも